

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 規則
 - 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則
 - 福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
- 訓令
 - 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令
 - 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令
 - 福島県企業局
 - 福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
 - 福島県病院局
 - 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
 - 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程
 - 福島県教育委員会
 - 福島県教育委員会の所管に属する職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する訓令
 - 福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令
 - 福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第三十六号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一福島市の部36の項中「飯野町飯野」を「飯野町」に改め、同表会津若松市の部の項中「及び北会津町三本松」を「北会津町三本松及び北会津町水季の里」に改め、同部20の項中「北会津町宮袋」の次に「北会津町宮袋新田」を加え、同部11の項中「及び河東町南高野」を「河東町南高野及び河東町工業団地」に改め、同表郡山市の部20の項中「及び安積町」を「安積町、巴六段、安積北井一丁目、安積北井二丁目、安積荒井一丁目、安積荒井二丁目、安積荒井三丁目及び安積荒井本町」に改め、同部4の項中「町東、備前館、不動前、名瀬田、新屋敷」を「町東一丁目、町東二丁目、町東三丁目、備前館一丁目、備前館二丁目、不動前一丁目、名瀬田一丁目、名瀬田二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目」に改め、同部13の項中「富田東三丁目、富田東四丁目、富田東五丁目及び富田東六丁目」に改め、同部13の項中「及びうねめ町」を「、うねめ町及び中ノ目一丁目」に改め、同部18の項中「及び八山田」を「、八山田、八山田西一丁目、八山田西二丁目、八山田西三丁目、八山田西四丁目及び八山田西五丁目」に改め、同部27の項中「及び待池台」を「待池台及び上伊豆島一丁目」に改め、同表いわき市の部18の項中「及び薬山」を「、薬山、泉もえぎ台一丁目、泉もえぎ台二丁目及び泉もえぎ台三丁目」に改め、同部28の項中「白木小学校」を「旧白木小学校」に改め、同表須賀川市の部3の項中「及び池ノ下町」を「、池ノ下町、山寺町、北山寺町及び西山寺町」に改め、同部4の項中「及び大森原」を「、大森原及び古美原」に改め、同表二本松市の部5の項中「木藤次郎内向作田」を「木藤次郎内、向作田」に改め、同表田村市の部11の項中「西向小学校」を「旧西向小学校」に改め、同部13の項中「園本小学校」を「旧園本小学校」に改め、同表伊達市の部12の項中「富成小学校」を「旧富成小学校」に改め、同表猪苗代町の部7の項中「福島県道路公社警務課事務合事務所」を「東北建設事務所吾妻土湯道路管理所」に改め、同表会津美里町の部9の項中「及び糠塚下」を「、糠塚下、思堀、黒川及び山道上」に改め、同表浅川町の部2の項中「里白石小学校」を「旧里白石小学校」に改め、同部3の項中「山白石小学校」を「旧山白石小学校」に改め、同表古殿町の部4の項中「及び寺藤川」を「、寺藤川及び安新森原」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一福島市の部、会津若松市の部、郡山市の部、いわき市の部18の項、須賀川市の部、二本松市の部、南相馬市の部、猪苗代町の部、会津美里町の部及び古殿町の部の改正規定は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

福島県規則第三十七号

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

福島県介護保険法施行細則（平成十二年福島県規則第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第七十九条第一項」を削り、「第九十四条第一項」の下に「及び第七十九条第一項」を加え、「指定（許可）申請書（様式第一号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第一条の二中「特定施設入居者生活介護利用定員増加申請書（様式第一号の二）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第二条中「指定を不要とする旨の申出書（様式第二号）」を「知事が別に定める申出書」に改める。

第三条第一項中、「第八十二条第一項」を削り、「第九十九条第一項」の下に、「第一百十三条第一項」を加え、「変更届出書（様式第三号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「第九十九条第一項」の下に、「第一百十三条第一項」を加え、「再開届出書（様式第四号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第三項中「第九十九条第二項」の下に、「第一百十三条第二項」を加え、「廃止（休止）届出書（様式第四号の二）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第四条中「指定辞退届出書（様式第五号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（共生型居宅サービス事業者等の特例に係る特段の申出）

第四条の二 法第七十二条の二第二項及び第一百十五条の二の二第二項の規定による申出は、知事が別に定める申出書により行うものとする。

第五条中「介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書（様式第六号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第六条中「介護老人保健施設管理者承認申請書（様式第七号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第七条中「介護老人保健施設広告事項許可申請書（様式第八号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第八条中「指定介護療養型医療施設指定変更申請書（様式第九号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第九条中「第七十九条の二第二項」を削り、「指定（許可）更新申請書（様式第十号）」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（介護医療院の開設許可事項の変更の許可の申請）

第九条の二 法第一百七十七条第二項の規定による申請は、知事が別に定める申請書により行うものとする。

（介護医療院の管理者の承認の申請）

第九条の三 法第九十九条の規定による介護医療院の管理者の承認を受けようとする者は、知事が別に定める申請書により申請するものとする。

（介護医療院の広告事項の許可の申請）

第九条の四 法第一百二十二条第一項第四号の規定により許可を受けようとする者は、知事

が別に定める申請書により申請するものとする。

第十条第一項中「業務管理体制整備（区分変更）届出書（様式第十一号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「業務管理体制変更届出書（様式第十二号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十一条中、「第八十三条の二第四項」を削り、「第一百三条第四項」の下に、「第十四条の五第四項」を加える。

第十二条第一項中「第九条」を「第九条の四」に改める。
様式第一号から様式第十二号までを削る。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県介護保険法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の福島県介護保険法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
（高齢福祉課介護保険室）

福島県規則第三十八号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営野田町団地の項中「〇・八九」を「〇・九〇」に改め、同表福島県営森合台の前団地の項中「〇・九四」を「〇・九三」に改め、同表福島県営霞町団地の項中「〇・九五」を「〇・九四」に改め、同表福島県営宮代団地の項を次のように改める。

福島県営宮代団地	福島市	一号棟から十四号棟まで	〇・七七
別表第二の一の表福島県営上川原田団地の項中「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県営蓬萊団地の項中「十四号棟の三号室から六号室まで」を「十四号棟の四号室、五号室」に改め、「十四号室、十五号室」を削り、「から二十五号室まで、二十七号室から三十二号室まで、三十四号室、三十五号室及び三十七号室から四十号室まで」を「十九号室から二十一号室まで、二十九号室から三十一号室まで、三十九号室及び四十号室」に、「十四号棟の一号室、二号室」を「十四号棟の一号室から三号室まで、六号室」に、「十三号室、十六号室、二十二号室、二十三号室及び三十六号室」を「から十六号室まで、十八号室、二十二号室から二十八号室まで及び三十二号室から三十八号室まで」に改め、同表福島県営花見山団地の項中「〇・七六」を「〇・七五」に改め、同表福島県営石倉団地の項中「〇・九五」を「〇・九六」に改め、同表福島県営仁池向	一号		

団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表福島県菅柴宮団地の項中

二十
二十

棟から四号棟まで	〇・八八
一号棟、二十二号棟、 八号棟、三十号棟	〇・八一

を「
一号棟から四号棟まで
〇・八八

に、「二十号棟、二十三号棟から二十六号棟まで、三十四号棟から三十七号棟まで、三十九号棟」を「三十九号棟」に、「から四十六号棟まで」を「の一号室、三号室、五号室、十二号室から十四号室まで、二十号室、二十六号室及び二十八号室から三十号室まで、四十五号棟、四十六号棟」に、「四十八号棟の十一号室、十二号室」を「四十八号棟の十二号室」に改め、「及び三十二号室」の下に「四十四号棟の二号室、四号室、六号室から十一号室まで、十五号室から十九号室まで、二十一号室から二十五号室まで及び二十七号室」を加え、「一号室から十号室まで」を「一号室から十一号室まで」に

改め、同表福島県菅安積団地の項中

一号棟から三号棟まで、五号棟	〇・八一
四号棟、六号棟から十六号棟まで	〇・八四

を

十四号棟から十六号棟まで

〇・八三

に、「〇・九四」を「〇・九三」に改め、同

表福島県菅富田団地の項中「〇・九五」を「〇・九九」に改め、同表福島県菅日和団地の項中「〇・九四」を「〇・九五」に改め、同表福島県菅八山田団地の項中「〇・九四」を「〇・九八」に改め、同表福島県菅東原団地の項中「〇・九三」を「〇・九七」に改め、同表福島県菅鶴見垣団地の項中「〇・九九」を「一・〇〇〇」に改め、同表福島県菅守山駅西団地の項中「〇・八六」を「〇・八四」に改め、同表福島県菅桜岡団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に、「〇・八八」を「〇・八七」に改め、同表中

須賀川市

〇・八五

を

須賀川市

〇・八四」に改め、同表福島県菅平沢団地の項中「〇・八九」

を「〇・九〇」に改め、同表福島県菅松風の里団地の項中

〇・八四

を

一号棟の一号室、二号室、五号室、七号室から十五号室まで、二十一号室、二十二号室、二十四号室から二十八号室まで及び三十号室、二号棟から四号棟まで	〇・八四
一号棟の三号室、四号室、六号室、十六号室から二十号室まで、二十三号室及び二十九号室	〇・八六

に改め、同表福島県

菅関川窪団地の項中「〇・八二」を「〇・八三」に、「〇・八四」を「〇・八五」に改め、同表福島県菅白梅が郷団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表福島県菅白坂団地の項中「〇・九一」を「〇・九四」に改め、同表福島県菅南湖南団地の項中「〇・八七」を「〇・九〇」に改め、同表福島県菅八日町団地の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表福島県菅御旗町団地の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表福島県菅日吉団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表福島県菅対馬館団地の項中「〇・八五」を「〇・八六」に改め、同表福島県菅錦町団地の項中「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県菅五月町団地の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表福島県菅古川町団地の項中「〇・九四」を「〇・九五」に改め、同表福島県菅年貢町団地の項中「〇・九三」を「〇・九四」に改め、同表福島県菅白虎団地の項中「〇・九八」を「〇・九九」に改め、同表福島県菅城北団地の項中「〇・九八」を「〇・九六」に、「一・〇〇〇」を「〇・九八」に改め、同表福島県菅東桜方丘団地の項中「〇・九四」を「〇・九五」に改め、同表福島県菅小野団地の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表福島県菅沖の内団地の項中「〇・九三」を「〇・九〇」に改め、同表福島県菅小川町東団地の項中「〇・九二」を「〇・九三」に改め、同表福島県菅小川町西団地の項中「〇・八六」を「〇・九一」に改め、同表福島県菅仲町団地の項中「〇・八九」を「〇・九一」に改め、同表福島県菅北原団地の項中「〇・八八」を「〇・八九」に改め、同表福島県菅南町団地の項中「〇・九七」を「二・〇〇一」に改め、同表福島県菅西町団地の項中「〇・九四」を「〇・九五」に改め、同表福島県菅上町団地の項中「〇・九七」を「一・〇〇一」に改め、同表福島県菅牛越団地の項中「〇・八七」を「〇・九四」に改め、同表福島県菅下北迫団地の項中「〇・八九」を「〇・九〇」に

改め、同表福島県菅梅ヶ丘団地の項中「五号棟」を「四号棟」に改め、同表福島県菅四ツ波団地の項中「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県菅高坂団地の項中「二号棟」の下に、「五号棟」を加え、「から五号棟まで」を「四号棟」に改め、同表福島県菅沢団地の項中「〇・八〇」を「〇・七九」に、「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表福島県菅秋山団地の項中「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県菅下荒川団地の項中「〇・八五」を「〇・八六」に改め、同表福島県菅比良団地の項中「〇・八二」を「〇・八三」に改め、同表福島県菅鯨岡団地の項中「〇・七九」を「〇・七八」に改め、同表福島県菅富岡団地の項中「〇・七九」を「〇・八二」に改め、同表福島県菅道珍団地の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表福島県菅上浅貝団地の項中「〇・八〇」を「〇・七九」に改め、同表福島県菅水野谷団地の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に改め、同表福島県菅白米団地の項中「〇・七八」を「〇・七七」に改め、同表福島県菅根小屋団地の項中「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表福島県菅鹿島団地の項中「〇・九〇」を「〇・九四」に改め、同表福島県菅関船団地の項中「〇・九六」を「〇・八八」を「〇・九〇」に改め、同表福島県菅関船団地の項中「〇・九六」を「〇・九五」に改め、同表福島県菅高萩団地の項中「〇・九二」を「〇・八九」に改め、同表福島県菅四ツ倉団地の項中「〇・九〇」を「〇・九二」に改め、同表福島県菅中原団地の項中「〇・九〇」を「〇・八八」に改め、同表福島県菅下矢田団地の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表福島県菅北好間団地の項中「〇・九四」を「〇・九〇」に改め、同表福島県菅警崎団地の項中「〇・八九」を「〇・八七」に改める。

別表第四福島県菅荒井団地の項中「〇・九一八二」を「〇・九一四二」に、「〇・九二二〇」を「〇・九一八一」に改める。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(建築住宅課)

訓 令

福島県訓令第八号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「総合衛生学院院长」を「総合衛生学院長」に、「衛生研究所副所長(医療職給料表(二)の適用を受ける者を除く。)」を「衛生研究所長」に、「衛生研究所副所長(医療職給料表(二)の適用を受ける者に限る。)」を「衛生研究所副所長」に、「ハイテクプラザ技術支援センター所長」を「ハイテクプラザ技術支援センター副所長」に改める。

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第九号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「第十条」を「第七条の五及び第十条」に改める。

第七条の四第一項中「第一号様式の二」の下に「又は第一号様式の二の二」を加える。

第七条の五の見出し中「時間外勤務」を「超過勤務」に改め、同条第一項中「時間外勤務」を「超過勤務(規則第七条の二第一項に規定する勤務をいう。以下同じ。)」の

に、「時間外勤務制限請求書」を「超過勤務制限請求書」に改め、同条第三項中「時間外勤務」を「超過勤務」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(技能労働者の年次有給休暇)

第十条の二 年次有給休暇が十日以上与えられた技能労働者(技能労働者の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県規則第八十一号)第二条に規定する職員をいう。)に対しては、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち五日について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条第七項の規定による年次有給休暇の時季指定を所屬長が行うものとする。ただし、職員が前条第一項の規定により年次有給休暇を取得した場合においては、同法第三十九条第八項の規定により取得した日数分を五日から控除するものとする。

2 所屬長は、前項の規定により時季指定を行った場合には、年次有給休暇時季指定(変更)通知書(第五号様式の七)により、その旨を職員に通知しなければならない。

「ル
ト」
「R16
三」

第一号様式中「88ミリメートル」を「54ミリメートル」に、
第一号様式の二の次に次の二様式を加える。

90ミリメ
を
「~~54~~」に改める。

第1号様式の2の2 (第7条の4関係)

早出遅出勤務請求書	
年 月 日	
(所属長) 様	職 氏 名 (記名押印又は署名)
下記のとおり早出遅出勤務を請求します。	
1 請求に係る職員の区分 (該当するものを○で囲むこと。)	1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 療育手帳又はそれに相当する手帳の交付を受けている者 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 4 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) 第37条第2項に規定される上記以外の対象障害者 ()
2 請 求 の 期 間	年 月 日から 毎 日 年 月 日まで 毎 週 曜日 その他 ()
3 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻	始業時刻 時 分 終業時刻 時 分
4 備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一号様式の三中「罪罰名勤務」を「罪罰勤務」に改める。
第五号様式の六の次に次の様式を加える。

第 5 号 様 式 の 7 (第 10 条 の 2 関 係)

年次有給休暇時季指定（変更）通知書					
			年	月	日
様					
所属長				印	
あなたの有する年次有給休暇のうち 日について、下記のとおり時季を指定します。 (指定した時季を変更します。)					
記					
1	指定する（した）年次有給休暇の期間				
	年	月	日	から	
					日間
	年	月	日	まで	
2	変更後の年次有給休暇の期間				
	年	月	日	から	
					日間
	年	月	日	まで	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 - 2 この通知書は、2 通作成し、うち 1 通は、所属長が保管すること。
 - 3 通知を受けた職員が、指定された時季に年次有給休暇を取得する際は、福島県職員服務規程第 10 条第 1 項の手続を要すること。
 - 4 時季指定の対象は、技能労務職員のみであること。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第十条の二の規定の対象となる年次有給休暇は、平成三十一年四月一日以降に付与されたものとする。
- 3 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県職員服務規程第一号様式による福島県職員身分証明書は、当該証明書の有効期間満了まで継続して使用することができる。
- 4 この訓令の施行の際現に提出されている改正前の福島県職員服務規程第一号様式の三による深夜勤務（時間外勤務）承認請求書は、改正後の福島県職員服務規程第一号様式の三による深夜勤務（超過勤務）承認請求書とみなす。

（人 事 課）

福島県企業局

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第7項の規定に基づく年次有給休暇の時季指定に関する取扱いについては、知事の事務部局に勤務する技能労務職員の例による。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、一の雇用期間（更新により延長された雇用期間を含む。）において10日の年次有給休暇が適用されることとなった場合の取扱いは、第2条第2項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

（経営・販売課）

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月29日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第2号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第7項の規定に基づく年次有給休暇の時季指定に関する取扱いについては、知事の事務部局に勤務する技能労務職員の例による。

第30条に次のただし書を加える。

ただし、一の雇用期間（更新により延長された雇用期間を含む。）において10日の年次有給休暇が適用されることとなった場合の取扱いは、第2条第2項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月29日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

様式第26号を次のように改める。

様式第26号 (第13条、第117条、第119条、第125条、第127条、第143条関係)

固定資産台帳

病院(診療所)名 : _____
事業区分 : _____

登記番号 : _____
登記年月日 : _____

固定資産番号 : _____
備品番号 : _____

頁 :

勘定科目	数量	面積	取得年月日	取得資産名称	取得原因	図面番号	耐用年数	償却率	帳簿原価	減価償却累計額	帳簿価額	処分		長期前受金		残高	
												借方金額	貸方金額	戻入額	戻入累計額		
取得価額																	
所在地																	
設置場所																	
適用名称																	
適用細則																	
財源			沿革 (区分 1=改良 2=一部除却 3=耐用年数変更 4=処分 5=その他 6=直接控除 7=独立間接控除 8=売却 A=税額控除)														
			年月日	数量	金額	区分											
年月日	備考		帳簿原価		減価償却累計額		帳簿価額		処分		長期前受金		残高				
			借方金額	貸方金額	借方金額	貸方金額	借方金額	貸方金額	借方金額	貸方金額	戻入額	戻入累計額					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

(病院経営課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第三号

教 育 庁

福島県教育委員会の所管に属する職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会の所管に属する職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会の所管に属する職員の宿日直手当に関する規程(昭和三十六年福島県教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「本来の勤務に従事しないで行う庁舎、校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁舎又は校舎の監視等を目的とする勤務」を「おいて行う勤務であつて、次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、校舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁舎又は校舎の監視等を目的とする勤務
- 二 高等学校、中学校及び特別支援学校の寄宿舎における児童及び生徒の生活指導等のための定時的巡視等を目的とする勤務

第三条を次のように改める。

(宿日直手当の額)

第三条 宿日直手当の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、勤務一回につき同表の下欄に掲げる額とする。

勤務の区分	手 当 額	
	一 宿日直勤務(二に掲げる勤務を除く。)	二 五時間未満の宿日直勤務
第一条第一号の勤務	五、三〇〇円	二、六五〇円
第二条第二号の勤務	六、一〇〇円	三、〇五〇円

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(職員課)

福島県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

福島県教育委員会

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 室 福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）第三条第二項の表に掲げる室をいう。

第三条第一項中「課長」を「課長及び室長」に、「各課」を「各課及び室」に改める。

第四条第一項中「課長」を「課長及び室長」に改める。

第六条の表を次のように改める。

室長	主幹が置かれていない室	主幹が置かれていない課	副課長（副課長が置かれていない課にあつては、当該事務を掌理する主任主査等（以下「主務主任主査等」という。））	主務主幹	副課長（副課長が置かれていない室にあつては、主務主任主査等）
課長	主幹が置かれていない課	主幹が置かれていない課	主幹（以下「主務主幹」という。）	主幹（以下「主務主幹」という。）	主幹（以下「主務主幹」という。）
教育長	主幹が置かれていない課	主幹が置かれていない課	当該事務を掌理する主幹（以下「主務主幹」という。）	当該事務を掌理する主幹（以下「主務主幹」という。）	当該事務を掌理する主幹（以下「主務主幹」という。）
決裁権者	組織の区分	第一次代決権者	第二次代決権者	教育長があらかじめ指定する者	教育長があらかじめ指定する者

第六条に次の一項を加える。

2 前項に規定する主務主任主査等とは、福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県教育委員会訓令第三号）別表第一の二に定める標準的な職が主任主査に相当する職制上の段階の職である職員とする。別表第一の二十の項中「課長の」を「課長及び室長の」に、「及び課員（課）」を「並びに課員及び室員（課及び室）」に、「課長を」を「課長及び室長を」に改め、同表二十の項から二十六の項まで、二十八の項及び二十九の項中「課員」を「課員及び室員」に改め、同表三十の項中「室長、主幹」を「主幹」に改め、同表三十一の項中「課員」を「課員及び室員」に改め、同表三十二の項中「課長」を「課長及び室長」に改める。

別表第二義務教育課の項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同項第二号中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第5号

教育庁 教育事務所

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

福島県教育委員会

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「及び市町村立中学校」を「市町村立中学校及び義務教育学校」に改め、同条第六号中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（教育総務課）